

議案第63号

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

新居浜市建築関係手数料条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「申請又は通知」を「申請」に改め、同条第2項中「申請又は通知」を「申請」に、「申請書又は通知書」を「申請書」に改め、同条第3項中「申請書又は通知書」を「申請書」に改める。

第4条第1項第3号を削り、同条第3項第1号中「国」を「国又は地方公共団体」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条に次の1項を加える。

4 前3項に定めるもののほか、災害その他特別の理由により市長が必要と認めるときは、別表第1から別表第3までに掲げる手数料を減額し、又は免除することができる。

別表第1の1の項事務の欄中「審査（同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査を含む。）」。ただし、構造計算適合性判定に係る部分の審査を除く。」を「審査」に改め、同項金額の欄中「8,000円」を「9,000円」に、「21,000円」を「22,000円」に、「208,000円」を「209,000円」に改め、同表3の項及び4の項事務の欄中「審査（同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査を含む。）」を「審査」に改め、同表5の項から7の項までの事務の

欄中「審査（同法第18条第16項の規定による完了の通知に対する審査を含む。）」を「審査」に改め、同表8の項事務の欄中「審査（同法第18条第19項の規定による特定工程終了の通知に対する審査を含む。）」を「審査」に改め、同項金額の欄中「267,000円」を「268,000円」に、「549,000円」を「550,000円」に改め、同表9の項事務の欄中「審査（同法第18条第16項の規定による完了の通知に対する審査を含む。）」を「審査」に改める。

別表第2の7の項及び8の項金額（1件につき）の欄中「181,000円」を「182,000円」に改め、同表9の項金額（1件につき）の欄中「199,000円」を「200,000円」に改め、同表10の項、11の項、13の項、15の項、16の項、18の項から20の項まで、22の項、24の項、28の項、30の項、42の項及び43の項金額（1件につき）の欄中「181,000円」を「182,000円」に改め、同表47の項金額（1件につき）の欄中「199,000円」を「200,000円」に改め、同表49の項金額（1件につき）の欄中「372,800円」を「372,900円」に改め、同表51の項金額（1件につき）の欄中「1,053,800円」を「1,053,900円」に、「115,100円」を「115,200円」に、「372,800円」を「372,900円」に改め、同表54の項金額（1件につき）の欄中「88,500円」を「88,600円」に、「10,500円」を「10,600円」に、「74,900円」を「75,000円」に、「305,200円」を「305,300円」に、「469,900円」を「470,000円」に改め、同表56の項金額（1件につき）の欄中「88,500円」を「88,600円」に、「10,500円」を「10,600円」に、「74,900円」を「75,000円」に、「305,200円」を「305,300円」に、「62,000円」を「62,100円」に、「170,100円」を「170,200円」に、「469,900円」を「470,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

提案理由

建築関係手数料の額を改定するため、及び所要の条文整備を行うため、本案を提出す

る。